

請求手続きは
お忘れなく

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには **請求書の提出が必要** です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■ 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上である
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 前年の年金収入額とその他所得額の合計が88万1200円以下である

■ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が472万1000円以下である

※基準の所得額は扶養親族等の数に応じて増額します。

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る方

対象になる方には、日本年金機構より9月頃から、**請求可能な旨のお知らせを送付**しています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。**令和5年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。**

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市保険年金課(☎32・4120)で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でおお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』☎0570・05・4092(ナビダイヤル)

年金給付金 検索



“後期高齢者医療制度” 歯科健康診査のお知らせ

— 11月30日までに受診してください —

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の対象者の方に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

対象者の方には、歯科健診受診券のはがきを8月下旬ごろにお届けしていますので、ぜひ受診しましょう。

【対象者】次の方が対象です。

- ◎昭和21年生まれの方
- ◎昭和19年生まれの方
- ◎昭和16年生まれの方
- ◎昭和11年生まれの方
- ◎昭和6年生まれの方

※長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象外としています。

【健診項目】

問診、口腔内診査、口腔機能評価など

【受診期間】11月30日(水)まで

【受診費用】無料

※ただし、その後の歯科治療については自己負担となります。

【お問い合わせ先】

◎徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088・677・3666

◎市保険年金課 医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎32・4120/FAX35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

【受診場所】

徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

※受診可能な歯科医院の一覧表は、市保険年金課(市役所1階④番窓口)で配布しているほか、徳島県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。

【受診方法】

事前に電話などで健診実施歯科医院に予約をしてください。受診の際は、後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがきをご持参ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、変更・中止になる場合があります。

徳島県後期高齢者医療広域連合
ホームページ

